

議会の事務に係る押印等の見直し（案）

令和2年12月18日

このことについては、方針に基づき具体的な対象について精査を進めてきましたが、下記のとおり見直しを行います。

1 申し合わせ事項等により定められた様式における押印の見直し

申し合わせ事項及び要領等に定める申請書、請求書、願、簿、届出書及び報告書等の様式については、代表者会議の決定をもって押印を求めないものとして取扱います。（別表1）

- ① 議員が、申請書、請求者及び届出者等として押印する「印」の記述及び押印欄への押印
 - ・対象6項目のうち押印廃止6項目
- ② 議員以外の者が、①のとおり行う押印
 - ・対象1項目のうち押印廃止1項目

2 訓令等により定められた押印の見直し

訓令等により定める申請書等にかかる押印条項、様式等は、12月中に訓令等を改正し見直すものとします。（別表2）

- ・対象20項目のうち押印廃止20項目

3 条例及び規則により定められた押印の見直し

条例及び規則に定める申請書等にかかる押印の条項、様式等は、条例及び規則改正に向けて引き続き検討します。（別表3）

- ・対象2項目のうち検討中2項目

4 今後のスケジュール

- 12月中 代表者会議にて見直し対象を確定
- 〃 訓令、規程の改正
- 1月～2月 条例、規則の見直し
- 令和3年3月末 見直し完了

別表1

申し合わせ事項等により押印を定められた様式等

番号	申請者、請求者及び届出者等として押印する印がある様式名	申し合わせ事項・要領名	押印者	押印見直し	本人確認等代替手段
1	文書質問書（別記様式）	文書による質問に係る議会運営委員会の申し合わせ事項4（1）	会派代表者 質問者	廃止	①既登録eメール ②手交 ③郵送等の場合電話等
2	登庁経路届（様式第1号）	議員の旅費条例第7条に係る取り扱いについて	議員	"	無し
3	議員派遣申出書（様式1）	三重県議会議員派遣取扱要領4（1）	"	"	無し
4	議員派遣終了報告書（様式2）	三重県議会議員派遣取扱要領6	"	"	無し
5	三重県議会議員証再交付願（第2号様式）	三重県議会議員証内規	"	"	無し
6	政務活動費備品台帳（参考様式第2）	政務活動費ガイドライン IV2⑪	議員 経理責任者	"	無し
7	議長賞の交付申請について（様式1） 議長賞受賞者報告書（様式2）	三重県議会議長賞交付に関する事務取扱要領	申請者	"	①既登録eメール ②手交 ③郵送等の場合電話等

※本人等確認手段

- ①既登録eメール
- ②本人から提出にかかる書類を手交
- ③郵送等による提出の場合、電話等により提出者本人であることを確認

*①既登録eメールによる場合は、必要に応じて③の電話等の確認手段を重複して用いることとする。

別表2

訓令等により押印を定められた様式等

番号	訓令等により定められた様式等名	訓令等名	押印者	押印見直し	本人確認等代替手段
1	会派結成届(第1号様式)	三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第2条第1項	会派代表者	廃止	②手交 ③郵送等の場合電話等
2	会派異動届(第2号様式)	" 第2条第1項	"	"	②手交 ③郵送等の場合電話等
3	会派解散届(第3号様式)	" 第2条第2項	"	"	②手交 ③郵送等の場合電話等
4	請求書 会派分(第5号様式)	" 第4条	"	"	②手交 ③郵送等の場合電話等
5	請求書 議員分(第6号様式)	" 第4条	議員	"	①既登録eメール ②手交 ③郵送等の場合電話等
6	収支報告書(第7号様式)	" 第8条第1項	会派代表者	"	②手交 ③郵送等の場合電話等
7	収支報告書(第8号様式)	" 第8条第1項	議員	"	①既登録eメール ②手交 ③郵送等の場合電話等
10	旅費等支出計算書(第10号様式)	" 第9条第1項第2号	"	"	無し
11	支払確認書 会派分(第11号様式)	" 第9条第1項第3号	議員 政務活動費経理責任者 会派代表者	"	無し
12	支払確認書 議員分(第12号様式)	" 第9条第1項第3号	議員	"	無し
13	政務活動報告書 会派分(第13号様式)	" 第9条第2項第2号	会派代表者 議員	"	無し
14	政務活動報告書 議員分(第14号様式)	" 第9条第2項第2号	議員	"	無し
15	修正届(第16号様式)	" 第10条第1項	会派代表者 議員	"	②手交 ③郵送等の場合電話等
16	資産等報告書(第1号様式)	政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する施行規程第3条第1項	議員	"	①既登録eメール ②手交 ③郵送等の場合電話等
17	資産等補充報告書(第2号様式)	" 第3条第2項	"	"	①既登録eメール ②手交 ③郵送等の場合電話等
18	所得等報告書(第3号様式)	" 第5条第1項	"	"	①既登録eメール ②手交 ③郵送等の場合電話等
19	関連会社等報告書(第4号様式)	" 第7条	"	"	①既登録eメール ②手交 ③郵送等の場合電話等
20	訂正願(報告書の訂正に係る条項)	" 第9条	"	"	二重見え消し線への押印条文は修正 ②手交 ③郵送等の場合電話等

※本人等確認手段

①既登録eメール

②本人から提出にかかる書類を手交

③郵送等による提出の場合、電話等により提出者本人であることを確認

*①既登録eメールによる場合は、必要に応じて③の電話等の確認手段を重複して用いることとする。

別表3

条例、規則に押印を定められた様式等

番号	様式名等	条例、規則名	押印者	押印見直し	左の理由
1	条項に定める委員会会議録	三重県議会委員会条例第28条第1項	委員長	検討中	全国都道府県議会議長会の標準委員会条例を参考しており、他県の検討状況を確認中
2	請願書条項及び提出要領に定める別記様式	三重県議会会議規則第67条	請願者 議員	"	標準会議規則を参考しております、他県の検討状況を確認中